

大船渡地区環境衛生組合議定会議録

令和6年11月18日招集

第2回定例会

大船渡地区環境衛生組合

大船渡地区環境衛生組合告示第7号

令和6年大船渡地区環境衛生組合議会第2回定例会を次のとおり招集する。

令和6年11月11日

大船渡地区環境衛生組合

管理者 大船渡市長 淵 上 清

記

1 期 日 令和6年11月18日（月）午後1時

2 場 所 大船渡市役所 議員控室

令和6年大船渡地区環境衛生組合議会

第2回定例会議事日程表

議事日程第1号

令和6年11月18日（月） 午後1時開議

- | | |
|------|---|
| 日程第1 | 会期の決定 |
| 日程第2 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第3 | 議案第1号 令和5年度大船渡地区環境衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定について |

出席議員（9名）

議長	西風 雅史 君	副議長	佐々木信一 君
1 番	岡澤 駿 君	2 番	渡辺 徹 君
4 番	森 亨 君	6 番	船砥 英久 君
7 番	山本 和義 君	8 番	森 操 君
10 番	今野 善信 君		

欠席議員（1名）

5 番 金野 千津 君

遅刻議員（1名）

4 番 森 亨 君

説明のため出席した者

管理者	大船渡市長	渕上 清 君
副管理者	住田町長	神田 謙一 君
副管理者	大船渡市副市長	引屋敷 努 君
会計管理者	大船渡市会計管理者	橋本 邦彦 君
監査委員	知識経験者	鈴木 弘 君
事務局長		舞良 重徳 君

幹事出席者

大船渡市市民生活部市民環境課長	鈴木 康代 君
住田町住民税務課長	鈴木 絹子 君

事務局出席者

書記	佐々木 伶 君
書記	新沼 宏平 君

○議長（西風雅史君） それでは、定刻になりましたので、始めさせていただきます。

ただ今から、令和 6 年大船渡地区環境衛生組合議会第 2 回定例会を開会いたします。

本日の出席議員は、9 名であります。

欠席の通告は、5 番金野千津君であります。

遅刻の通告は、4 番森亨君であります。

○議長（西風雅史君） ここで、議事日程に先立ち、諸報告を行います。当環境衛生組合監査委員から、「令和 6 年 9 月分」の一般会計並びに歳計外現金の例月出納検査結果についての報告がありました。写しをお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

以上で諸報告を終わります。

○議長（西風雅史君） それでは、出席議員が定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付の「議事日程第 1 号」により進めてまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西風雅史君） ご異議なしと認めます。

よって、日程に従い進めてまいります。

○議長（西風雅史君） 次に、日程第 1、「会期の決定」を行います。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日 1 日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西風雅史君） ご異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日 1 日と決定いたしました。

次に、日程第 2、「会議録署名議員の指名」を行います。6 番船砥英久君、7 番山本和義君の両名を指名いたします。

次に、日程第 3、議案第 1 号「令和 5 年度大船渡地区環境衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。提出者の説明を求めます。管理者。

○管理者（淵上清君） それでは、説明申し上げます。「認定第 1 号令和 5 年度大船渡地区環境衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定について」の内容につきましては、事務局長から説明をいたしますので、ご審議いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、決算審査意見書を添えてございますので、併せてよろしくお願い申し上げます。

私からは、以上であります。

○議長（西風雅史君） 事務局長。

○事務局長（舞良重徳君） それでは、議案第 1 号について説明いたします。

議案書の議案第 1 号をお開き願います。認定第 1 号、「令和 5 年度大船渡地区環境衛生組合一般会計歳入歳出決算」の認定について。地方自治法第 292 条において準用する、同法第 233 条第 3 項の規定により、別冊のとおり、令和 5 年度大船渡地区環境衛生組合一般会計歳入

歳出決算を監査委員の意見を付けて、議会の認定をお願いするものでございます。

別冊の「歳入歳出決算書」によりご説明いたします。決算書の2ページ、3ページをお開き願います。歳入でございます。款、項、収入済額Bの順に申し上げます。

1款分担金及び負担金、1項分担金、1億9,809万1,000円。2款使用料及び手数料、1項手数料1,876万2,400円。3款国庫支出金、1項国庫補助金35万6,400円。4款繰越金、1項繰越金919万1,255円。5款諸収入、1項組合預金利子402円。2項雑入121万264円。6款組合債、1項組合債1,030万円。7款財産諸収入、1項財産売払収入80万9,900円。

以上、歳入合計は2億3,872万1,621円でございます。

4ページ、5ページをお開き願います。歳出でございます。款、項、支出済額Bの順に申し上げます。

1款議会費、1項議会費33万614円。2款総務費、1項総務管理費2,772万9,192円。2項監査委員費5万5,390円。3款衛生費、1項清掃費1億9,127万6,268円。4款公債費、1項公債費915万4,094円。5款予備費、こちらについては支出がございませんでした。

以上、歳出合計は2億2,854万5,558円でございます。

歳入歳出差引残額につきましては1,017万6,063円となっております。

次に10ページ、11ページをお開き願います。歳入歳出決算事項別明細書についてご説明いたします。はじめに歳入でございます。款、項、目、節、収入済額の順に申し上げます。

1款分担金及び負担金、1項1目分担金、1節事務費分担金1億7,788万円3,000円。大船渡市及び住田町の内訳は備考欄のとおりでございます。2節建設費分担金、2,020万8,000円。こちらも内訳は備考欄のとおりでございます。2款使用料及び手数料、1項手数料、1目衛生手数料、1節清掃手数料1,876万2,400円。事業系、家庭系ごみをクリーンセンターに持ち込みする際の廃棄物処理手数料でございます。3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目衛生費国庫補助金、1節環境衛生費補助金35万6,400円。廃棄物処理施設モニタリング事業費補助金でございます。令和5年度中に実施いたしました最終処分場の放流水等における放射性物質の濃度測定に要した経費に対する国からの補助金でございます。4款繰越金、1項1目1節繰越金919万1,255円。前年度からの繰越金でございます。5款諸収入、1項1目1節組合預金利子402円、2項1目1節雑入121万264円。各地域のごみステーションで回収した資源古紙の引渡料などがございます。

12ページ、13ページをお開き願います。6款組合債、1項組合債、1目衛生債、1節一般廃棄物処理事業債1,030万円。塵芥収集車1台分の購入費に係る起債でございます。7款財産収入、1項財産売払収入、1目物品売払収入、1節不用品売払収入80万9,900円。塵芥収集車1台分の売却による収入でございます。

以上、歳入合計は2億3,872万1,621円でございます。

16ページ、17ページをお開き願います。歳出でございます。款、項、目、支出済額の順に申し上げます。1款1項1目議会費33万614円。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費2,772万9,192円。主なものといたしまして、大船渡市派遣の一般職職員3名の人件費のほか、10節需用費、各種消耗品費、光熱水費などがございます。

返していただきまして18ページ、19ページでございます。2項1目監査委員費5万5,390円。3款衛生費、1項清掃費、1目塵芥処理費1億9,127万6,268円。主なものといたしまし

て、技労職の職員8名の人件費のほか、10節需用費の中間処理施設及び最終処分場施設における各消耗品費、光熱水費及び修繕料、また、20ページ、21ページになりますが、17節備品購入費の塵芥収集車の購入などがございます。12節委託料ですが、主なものといたしまして、可燃物・不燃物収集、中間処理施設に関するクレーンの保守点検、一般廃棄物の持ち込み受付、木くず類の処理、そして最終処分場に関する水質検査などがございます。13節使用料及び賃借料ですが、中間処理施設及び最終処分場施設の敷地に係る賃借料などがございます。

返していただきまして、22ページ、23ページでございます。4款、1項公債費、1目元金901万9,444円。平成30年度に塵芥収集車1台を購入した、一般廃棄物処理事業債と令和2年度に実施しました、煙突解体の費用に係る地方債の償還金でございます。同じく、2目利子、13万4,650円。償還金に係る利子でございます。5款、1項、1目予備費については、支出がございません。

以上、歳出合計は2億2,854万5,558円でございます。

24ページをお開き願います。実質収支に関する調書でございます。1. 歳入総額2億3,872万1,000円。2. 歳出総額2億2,854万5,000円。3. 歳入歳出差引額1,017万6,000円。4. 翌年度へ繰り越すべき財源0円。5. 実質収支額1,017万6,000円。6. 基金繰入額0円。以上でございます。

なお、25ページから28ページまでは、財産に関する調書でございますが、説明は省略させていただきます。

次に、別冊でお配りしております『令和5年度主要な施策の成果に関する説明書』についてご説明を申し上げます。

1ページをお開き願います。決算の状況につきましては、1から4の歳入歳出決算総括表、性質別歳出決算総括表、歳入事項別説明書の説明を省略させていただきます。

6ページ、7ページをお開き願います。5の歳出事項別説明書でございます。

主なものとして、7ページ、3款衛生費からご説明いたします。

返していただきまして、8ページをお開き願います。「2. 資源回収団体への奨励金交付」でございます。ごみの減量化、再資源化を図る取組として、資源ごみの集団資源回収を行った団体と資源回収組合に対し、回収実績に応じて1キロあたり5円の奨励金を交付しております。昨年度実績では、地域の子ども会や学校、自治会など、ほぼ例年並みの78団体の登録数を維持いたしましたが、考察といたしまして、新型コロナウイルス感染症の影響により活動が制限されるなど、回収実績は令和2年度より減少しております。ただ、感染症の5類移行に伴い、今後の活動状況の回復が見込まれることから、引き続き、ごみの減量化や再資源化に関する意識の醸成を図る有効手段として、本事業の普及啓発を行ってまいります。

「3. 可燃物収集」でございます。可燃ごみにつきまして、直営又は民間への業務委託により、地域ごとに必要な可燃ごみ収集の機会を確保するとともに、適切にごみ処理を行っております。引き続き、業務運営の効率化を図りながら、日常生活に不可欠なごみ収集の安定化に努めてまいります。

9ページをご覧ください。「4. 不燃物収集・広域処理運搬等」でございます。不燃ごみの収集、広域処理運搬につきましては、民間業者へ業務の完全委託を行っております。地域ごとに必要な不燃ごみ収集の機会を確保するとともに、粗大ごみ等の処理・運搬業務等を

実施し、適切にごみ処理を行っております。可燃ごみ同様、引き続き、業務運営の効率化を図りながら、日常生活に不可欠なごみ収集等の安定化に努めてまいります。

10ページをお開き願います。「5. 水銀使用製品処分」でございます。水銀による環境の汚染の防止に関する法律等により、水銀使用廃製品となった蛍光管や乾電池につきまして、岩手沿岸南部クリーンセンターで処理できなくなったことを機に本事業を開始したところです。

民間事業者の協力により、拠点方式による効率的な回収を行うとともに、運搬・処理を専門業者に依頼し適切に処分をしています。地球規模での水銀排出削減に向けた継続的な取組として、分別回収の普及啓発を推進してまいります。

11ページをご覧ください。「6. 最終処分場水質検査」でございます。最終処分場におきまして、排水基準に従った検査項目を、月1回、年2回など、項目ごとに必要な頻度で定期的な検査を行っており、いずれも異常は見られませんでした。降雨等で発生する浸出水は、通年、適切に処理できており、周辺環境への負担軽減が図られております。引き続き、浸出水処理施設の機能を維持し、適正な管理のもと水環境の保全に努めてまいります。「7. 最終処分場放流水放射線測定」でございます。地下水、放流水からの放射性物質の測定結果は、いずれも不検出となっております。今後も国の動向に注視して、引き続き、測定調査を行ってまいります。

12ページをお開き願います。「8. 清掃美化運動推進事業」でございます。家庭から排出される生ごみの減量化と循環利用の促進を目的に、構成市町と連携いたしまして、生ごみ処理容器等の普及推進を図っております。家族構成の多様化に伴い、小型のごみ処理容器が市販される現状を踏まえ、大船渡市では令和3年度以降、住田町では令和5年度から電動生ごみ処理機のみ対象品目とするなど、一部事業内容の見直しを行っております。今後も構成市町と連携して本事業の普及推進を図り、ごみの減量化と循環利用の促進に努めてまいります。

「9. 施設整備・維持修繕」でございます。中間処理施設、最終処分場施設及び収集車両につきましては、計画的な保守点検に合わせ、必要に応じて維持修繕を行うなど、円滑にごみ処理業務を実施しております。老朽化する施設や設備等も多く、予防保全や長寿命化のための施設整備に重点を置き、コスト削減と安定したごみ処理施設の運営管理に努めてまいります。

13ページをご覧ください。第4款公債費でございます。起債の借入れ状況でございますが、平成30年度から令和5年度までにご覧の4つの起債の借入れを行っております。また、その下段の表では、償還額の見込みといたしまして、令和5年度から5年間の元金、利子等の金額を記載してございます。

以上で、認定第1号「令和5年度大船渡地区環境衛生組合一般会計歳入歳出決算」の認定に係る説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をいただきまして、ご認定くださいますようお願い申し上げます。以上です。

○議長（西風雅史君） 次に、決算の結果について、監査委員の報告を求めます。鈴木監査委員。

○代表監査委員（鈴木弘君） 令和5年度大船渡地区環境衛生組合一般会計歳入歳出決算・附属書類について、大船渡地区環境衛生組合監査基準に基づき審査を行いましたので、その概要について申し上げます。

なお、金額につきましては、千円単位で申し上げますので、ご了承願います。

審査意見書の1ページをお開き願います。初めに、一般会計歳入歳出決算審査の結果について申し上げます。審査に付されました決算書類等は、法令に準拠して作成されており、計数は関係諸帳簿及び証拠書類と照合した結果、正確であると認められたところであり、予算の執行は、法令及び予算の議決の趣旨に沿い、適正に執行されたものと認められたところでもあります。

2ページをお開き願います。審査の概要について申し上げます。決算の総括であります、歳入総額は2億3,872万1千円で前年度より1,416万7千円、5.6%の減、歳出総額は2億2,854万5千円で前年度より1,515万2千円、6.2%の減となっております。決算額が減額となった主な要因は、歳入では前年度繰越金、建設費分担金及び組合債が、歳出では衛生費の修繕料が減額になったことによるものであります。これは、令和5年度にクレーン走行給電ケーブル交換など、中間処理施設の維持修繕等を実施したものの、令和4年度に実施した中間処理施設のダストドラム修繕料が皆減となったためであります。

3ページをお開き願います。一般会計の収支であります、歳入歳出差引額及び実質収支額は、ともに1,017万6千円の黒字となっております。

次に、主な事業内容についてであります、資源古紙を含めた可燃ごみ及び不燃ごみの収集と直接持込を合わせた搬入量は、9,661.3トンで対前年度比411トン、4.1%の減となっております。また、岩手沿岸南部クリーンセンターへの搬出と再資源化を合わせた処理量は、9,450.4トンで、対前年度比443.7トン、4.5%の減となっております。

人口減少やごみの減量化に向けた取組等により、搬入量、処理量とも年々減少している状況にあり、引き続きごみの減量化や分別、再資源化等の取組を推進されるよう望むものであります。併せて、今後とも、老朽化が進む施設や設備の計画的かつ適正な維持管理と、地域住民の快適な生活環境の確保に努められるよう期待し、決算審査の報告といたします。

○議長（西風雅史君） 以上で「認定第1号」についての説明を終わります。

次に、「認定第1号」について、歳入歳出を一括して質疑を許しますが、1番岡澤駿君より質問通告書が提出されておりますので、先に質疑を許します。岡澤駿君。

○1番（岡澤駿君） 1番岡澤です。それでは会議規則第17条第2項に基づいて、通告をしておりましたので、質問させていただきます。可燃物収集に係る住民サービスの公平性の確保について、3点お伺いしたいと思います。可燃物収集については、当組合では一部地域を除き、平日の週2回の収集を基本として、月曜日及び木曜日の地区・火曜日及び金曜日の地区、に分かれて収集を行っておりますが、祝日の収集を行わないために、収集頻度、地区により不公平が生じていると考えております。つきましては、以下についてお伺いします。まず1番目です。祝日については、国民の祝日に関する法律により定められておりますが、平成12年の同法改正以降、特定の月日ではなくて、「何月の月曜日」と祝日を定める、所謂ハッピーマンデー制度というものが導入されております。そのことから、月曜日が祝日となる比率が、他の曜日よりも多くなっていることが明白であります。集計しましたが、直近の令和5年度につきましては、月曜日以外の他の曜日については、収集が行われなかった日、ゼロ回から3回である一方で、月曜日が収集が行われなかった日が年間で7回。過去3か年度、令和3年度から令和5年度を見ますと、他の曜日に対して月曜日はその倍以上の、収集を行

われていない日があったと思いますが、それで相違ないかまずお伺いします。

2番目です。現行の収集ルールに基づくと、月曜日の収集頻度が明らかに少なくなっていくことが、それは法律上明らかになっておりまして、たまたまこの年度は月曜日が少ない、この年度は別の曜日が少ないということではなくて、明らかに月曜日が毎年少なくなっていくと思います。つまり、月曜日に収集日が割り当てられている地区と、その他の地区では、行政サービスの不公平が生じています。それは、平成12年の同法改正以降、毎年生じることが明らかだったと思いますが、この地区間の不公平をこれまで看過していた理由についてお伺いします。

3番目です。上記の不公平につきましては、今後、祝日の収集を原則行うことであつたり、あるいは月曜日以外の曜日に収集を行うことにより、この地域間の不公平、解消できると考えますが、今後の可燃物収集のルール見直しについて、その見解をお伺いします。質問は以上です。

○議長（西風雅史君） 事務局長。

○事務局長（舞良重徳君） まず、1つ目のご質問でございます。令和3年度から5年度にかけて、可燃物収集を、月曜日休みの時に行わなかった日数の曜日ごとの集計については、議員のご指摘のとおりでございます。

2つ目の、祝日が多くなる月曜日に割り当てられている地域と、そうでない地域で、行政サービスの不公平が生じている状況を、看過していたことについてということですが、当組合では、同一の収集コースにおいて、収集の間隔が1週間以上空くことの無いよう、休日でも臨時収集を実施するなどの、スケジュール調整を行い対応しております。また、平日は午前9時から午後4時30分まで、毎月第3日曜日は午前9時から正午の時間帯まで、クリーンセンターへの直接持込を受け付けております。更に、祝日等により収集が1回休みとなった場合であっても、ごみステーションにごみが入りきらず、ごみステーション外に置かれる等のケースはこれまでほぼ確認されておられません。以上のことから、現状のごみ収集ルールで必要十分なごみ収集業務が行われているものと判断し、これまでは特段の対応は行ってこなかったものでございます。

3つ目の、祝日の収集実施、祝日となった月曜日以外の曜日に収集を行う等の可燃物収集ルールの見直しについてでございますが、当組合の収集スケジュールでは、月曜以外の曜日にも全て収集コースが割り当てられておりまして、収集作業は、毎日概ね午後2時から3時頃までかかることから、当初から予定されている収集コースに加え、月曜日分の臨時収集を行うことは、業務時間的に困難な状況であります。また、現業職員との労使交渉の結果、現在の収集スケジュールとなった経緯や、多数の収集コースは民間委託しており、祝日の収集をするにあたっては、複数の関係団体・事業所等との協議・調整が必要で、多方面へ煩雑な影響を及ぼすことが予想されます。以上に加え、先ほどもご説明した通り、祝日等で収集が休みになる場合でも、ごみステーションへのごみ排出量が劇的に増加し、収集しきれなくなるケースはほぼ確認されていないことから、現時点において、可燃物収集ルールの見直しについては考えておりません。以上でございます。

○議長（西風雅史君） 岡澤駿君。

○1番（岡澤駿君） 答弁伺いました。(2)について、ご確認させていただくんですけど

も、答弁の内容を集約すると、結局地区間で不公平は起きていないという答弁内容だったと思いますが、やはりその、我々住んでる住民からすると、収集について、やはりこの可燃物・不燃物の収集というのがやはり一番住民目線で見たと、一番身近な行政サービスになっていると思います。その中で、我々住んでいる側としては、やはりより多くの回数、ごみステーションにごみを持っていけることが、最も良い質の高い行政サービスになることは明らかだと思います。特に今後、核家族化が進んでおりますし、単身の、高齢の独居世帯がどんどん増えていくという地域のことを考えますと、ごみステーションがいっぱいになってないから、週1回しかなかったとしても、同時にごみ袋を3つ4つ持ってくればいいよね、という話ではなくて、やはりごみを出すのにも、かなり体力的に消耗するので、それであれば小出しにごみが出せる方が明らかに行政サービスとしては、質が高いものになると。それが、火曜日、金曜日の収集の所では週2回出せるけども、明らかに月曜日、木曜日の割り当てになっている地区というのは、月曜日に持っていけないんですよ。特に毎年、私の地区なんかまさに月曜日、木曜日収集なんですけども、お正月なんかは2週連続で月曜日収集が休みになって、毎回ごみ出すのも結構一苦労なんです、ごみステーションが近くても。これが、ごみステーションが遠い地区になっていくとより一層大変になっていくと思いますし、これは明らかに地区間の不公平だと私は考えております。やはり、行政サービスというのは、効率性だったり、無駄なお金を使わないとか、予算の枠内でやらなきゃいけない、あるいは業者との話し合いというのも大切になってくるとは思いますけど、それ以上に一番守らなければいけないものっていうのは、住民間で提供されるサービスに不公平がないことだと思います。改めてちょっとお伺いしますけれども、この現行の地区間で、月曜日に収集が割り当てられている地区は、不公平がないと言い切っているんでしょうか。そこだけもう一度お伺いします。

○議長（西風雅史君） 事務局長。

○事務局長（舞良重徳君） その不公平感についてですが、例えば今年度、令和6年度を見ますと、月曜日休みが年度を通して10回ほどあるようでございます。年間の収集回数は、単純に年52週で計算しますと、104回から105回になりますが、祝日により月曜日休みとなるのは、そのうち10回程度であると認識しております。不公平というよりも、収集回数総体で見した場合、現行の収集ルールでも、収集業務については、十分地域の方々にご理解はいただけるものと判断しているところでございます。以上です。

○議長（西風雅史君） 岡澤駿君。

○1番（岡澤駿君） 最後になりますけども、今その年間通したら100回程度のうち10回程度の、少なく済むと言ってますけども、ただ一方で、休んでいる回数が他の曜日の倍近くになっているし、年間通すとだいたい5回くらいなんですよね。毎年5回ずつ回数が溜まって、毎年5回ずつ来る回数が減っていくと10年経てば50回になるんですよ。10年経つと、1年間丸々月曜日分来ないという差が生じると思います。ここはやはりその、誤差として捉えるのか、明らかな不公平として捉えるのかというのは、すごい今後しっかりと検証していかなければいけないし、今まで文句が、今まで住民の方から、そういう所謂クレームが無いから、クレームが来るまでそのままいいんだというのは、行政サービスの質としては、仕事としては良くない。クレームが来る前にしっかりと対処してかなきゃいけない。加えて今後はや

は、地域の高齢化がどんどん進んでいく中で、やはり回数、小出しに何回も出せる方がいいよというニーズが高まってくるのは明らかだと思います。今後、収集に当たっては実際委託先との交渉であったり、それに見合った経費負担も総合的に鑑みながらしっかりと検証、検討はしていかなければいけないと思いますけども、やはり年間で、月曜日が他の曜日よりも5回以上収集が来ない、それがたまたまその年だけじゃなくて毎年そういうことが起こるのはもう、祝日・法律の観点からも明らかだと思います。やはりその地区間の不公平さ、地区間で公平に行政サービスを提供する公平性とは何なのか、そこをこれから、将来を見据えてしっかりと検討していかなければならないと思います。是非最後に、管理者の方からも一言、この課題について、今回多分私が初めてこの議題を取り上げたと思うので、今後どのように検討して行くのか、ぜひ管理者からも一言所感を伺って終わりたいと思います。

○議長（西風雅史君） 管理者。

○管理者（淵上清君） ただいまの岡澤議員の質問、あるいは答弁等々についてですが、いずれにしても、地区間の不公平性については、様々な分野において担保されなければならない課題だと捉えておりますので、そういった視点においても、今後検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（西風雅史君） 改めて、認定第1号の質疑を許します。10番今野議員。

○10番（今野善信君） 10番今野でございます。主要な施策を読めばだいたい分かるんですけども、主要な施策の中から2点ほど質問したいと思います。これは1問1答じゃなくて、大丈夫ですよね？主要な施策の8ページでございます。可燃物収集というところ。ここから1つだけ質問したいと思います。今ここに、可燃物収集の場合は、直営又は民間への業務委託ということで、全体で5台というふうになっています。これは、直営・民間とで、何台になっているかということをお聞きしたいと思います。それから、13ページの公債費でございます。公債費をざっくり計算してみますと、4%くらいかなというふうに思いますけれども、一般会計では、実質公債費比率がありまして、例えば18%以上の場合は国・県の許可が必要であるとか、あるいは25%以上のときは借り入れの制限があるというふうになっています。今そこまで心配をするような状況ではありませんけれども、今後、来年度から始まる分別の収集が、更に分別が進むようになってきたときに、中間施設であるとか新たな施設の整備とかも含めて、そういったものが今後出てくるのかどうかということをお聞きしたいと思います。それで、一般会計みたいなこういった実質公債費比率が18%以上になった場合には、国・県の許可が必要だとか、こういった縛りがこの組合議会の中でも適用されるものなのかということも含めてお聞きしたいと思います。

○議長（西風雅史君） 事務局長。

○事務局長（舞良重徳君） まず、収集の委託についてですが、燃えるごみの収集委託は、計5台分でございます。燃えないごみの収集委託の台数は、計3台でございます。直営は、燃えるごみだけですので、通常は2台で収集を行っております。2つ目の起債に関するご質問ですが、当組合の財務規則は大船渡市の財務規則に準ずるということになっておりますので、概ね基本的には、今議員が仰った考え方でよろしいと思います。以上です。

○議長（西風雅史君） 今野議員。

○10番（今野善信君） わかりました。可燃物収集のところで、隣の不燃物の収集は民間へ

の業務委託というふうになってます。これ、今後こちらの組合でも、将来的には民間へ委託するとか、直営にしていくとか、そういった方針はどうかというところをお聞きしたいと思います。それから先ほどの公債費の中では、今後の分別の収集が進んだときに、新たな施設の整備であるとか、そういったものは今のところ無いのかどうかというあたりも含めてお聞きしたいと思います。

○議長（西風雅史君） 事務局長。

○事務局長（舞良重徳君） まず、現在直営の職員は8名おります。その方々というのは、退職者不補充でずっときておりますので、その8名の方々が定年等で在職が終えられた場合、そうなれば全面民間委託というような方向性もあるかと思っております。ちなみに、現行の公務員法の定年延長でいきますと、令和17年度までは直営の職員が残るということとなります。ですので、収集が一番大きな委託の業務になるかと思えますけども、その他の施設管理も含めた、包括的な委託というのは、これから検討していくべきだというふうに捉えております。また、起債に関する見通しですけども、大規模施設修繕や建て替え等の施設の増設は今のところ予定がございませんので、新たな起債の予定もございません。

○議長（西風雅史君） 森操議員。

○8番（森操君） 1点だけお伺いをします。主要な施策、説明書ですね、これの11ページで。6・7ですね、いろいろと水質の検査とか、あと放射線の測定とかがあってやってるんですけども、当初ごみ処理の焼却については、ダイオキシンが非常にですね、過去世の中を動かして、釜石の方に、要するに移ったという一つの原因になるこのダイオキシンが、おきないように溶融の方法でやっておるんですけども、先日、久名畑の元の焼却場の所の煙突の改修とかですね、あのときにダイオキシンを地域住民に拡散しないように、本当に、工事もカーテンとかやりながら、非常に気を遣ってですね、やっとなったなという記憶もあるんです、地元なのでね。本当にこのダイオキシンが無いということ前提で、釜石の方にね、行くようになったという。また、市内でも焚火とか、いろんなところで焼却するのは禁止だよというのは、中途半端な、要するに燃やしているとダイオキシンが出るからっていう、そういうふうに認識してるんですけどもね。非常にこの焼却において、ダイオキシンの測定とか、こういう部分をですね、場所とかですね、これの測定っていうのが、セシウムとか、そういうことをやっておるんだったら、ダイオキシンもね、ある分、今まで過去、非常に問題になった危険物質なので、測定を検討されたらどうかなということなんです。このあたりの見解を伺いたします。

○議長（西風雅史君） 事務局長。

○事務局長（舞良重徳君） 主要な施策の11ページ、6・7ということでの冒頭のお話でしたので、まず最終処分場についてですが、現行の検査方法で今後も継続していく予定でございます。そして、そこに関連してのダイオキシンの話というのはたぶん・・・中間処理施設のことだと思いますけども、中間処理施設では、環境測定を行っておりまして、ダイオキシンの検出等も不検出となっております。以上です。

○議長（西風雅史君） 森操議員。

○8番（森操君） 当初、久名畑の方にですね、焼却場があったわけですけども、半減期とかですね、昔、要するにずっと蓄積したですねダイオキシンというのは、半減期というのが

たぶんあって、どんどん減っていくんだというイメージもあるんですけども、このあたりも情報定かじゃないんですけども、県の方で確か河川敷を、定期的にダイオキシンを測定しているというですね、記憶がちょっとあるんですけども、そういうふうにして、ある程度危険物質が、昔の久名畑の焼却場、ずっと溜まってたわけで、それが流れ出るとかいう部分のね、定期的な、県でやっているのかどうか、このあたりをですね、定期的にやっているのか。河川の確か3か所くらいでやってるのかな、定期・・・年間で、それをちょっとやってるんですけども、市の方としてもですね、特に久名畑周辺ですね、地域住民の安全性っていう部分で、ないよというね、保証があれば非常に安心するわけで、そこらあたりの工夫っていうか、見解というか、今後お願いできればなあというふうな意見を、そうやって・・・、お伺いします。

○議長（西風雅史君） 事務局長。

○事務局長（舞良重徳君） 先ほども申し上げたとおり、中間処理施設の環境測定は行っておりまして、その結果ダイオキシンは不検出となっております。これからもこのような検査等は、継続をしていきたいと考えております。ちなみに、この環境測定を行っているのは、日鉄環境(株)分析ソリューションの釜石環境分析室で釜石市の業者でございます。こちらは最終処分場の水質検査なども行っている業者でして、検査結果は的確であると捉えております。以上です。

○議長（西風雅史君） 山本議員。

○7番（山本和義君） 説明書の8ページ、9ページですが、可燃物収集と不燃物収集、これはいずれも、可燃物収集は一部を民間業者に委託していると、そして不燃物収集は一括して民間業者に委託しているということですが、民間事業者の、いろいろ車両なんかをかなり持っているようですけども、それぞれの業者で。そして、そういう設備・車両の管理とか、例えばですけど車両を洗浄して排水が出るじゃないですか。その排水について、一部の周辺の住民からは懸念の声が出ていることもあるんですけども、その辺はそこまで民間事業者の管理状況については、当組合としてはどのような関与になっているかについてお伺いします。

○議長（西風雅史君） 事務局長。

○事務局長（舞良重徳君） 民間へ委託した業者については、そうした環境への配慮、そして安全というものまで含めて、総括的に委託しておりますので、その辺の管理についてはお任せしているというのが実態であります。定期的な報告書等の提出や特別な義務として報告を受けるといったようなことも行っておりません。以上です。

○議長（西風雅史君） 山本議員。

○7番（山本和義君） そうすると、ほとんど指導をしてないというか、検査の結果も当組合としては把握していないということですけども。住民サイドからするとどうしても、排水が土壌浸透して、住民によっては自家水で自分のところの水道を使っている市民もあるんですけども、そういう人たちにとっては、安全なという証明があればいいんじゃないかというふうに思うんですが。今後そういうところまで含めて、何らかの形で、当局にはぜひとも、そういう周辺住民の立場に立って、何らかの措置を今後検討していくべきじゃないかと思えます。その辺は今後いかがでしょうか。

○議長（西風雅史君） 事務局長。

○事務局長（舞良重徳君） まず、収集の委託業務を請け負っている業者は、一般廃棄物収集運搬業の許可を取得しています。その許可の要件として、廃棄物処理基準に従い環境汚染防止の措置をしなければならないとされております。当組合と委託契約を締結するにあたって、各委託業者はそれらの基準を遵守することが必須要件でありますことから、これまでどおりの運用で差し支えないと考えております。以上です。

○議長（西風雅史君） 山本議員。

○7番（山本和義君） それぞれの業者で、法令に基づいて、必要な検査かやっているとありますが、であればせめて、そういう結果を任意にでも当組合に情報提供していただければと。仕事を委託しているわけですから、そのくらいのことは可能だと思うんですが、するべきじゃないかとうふうに思いますので、ぜひご検討をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（西風雅史君） 事務局長。

○事務局長（舞良重徳君） 検討してまいります。以上です。

○議長（西風雅史君） 以上で質疑を終わり、直ちに採決いたします。「認定第1号」について、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

起立全員であります。よって、「認定第1号」は原案のとおり認定することに決しました。

以上で、本日の日程を終了いたしましたので、これをもちまして、「令和6年大船渡地区環境衛生組合議会第2回定例会」を閉会といたします。

本日はたいへん、ご苦労さまでした。

午後1時55分閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

大船渡地区環境衛生組合議会議長

署名議員

署名議員